

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八年 三月 二十六日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指定年月日
おくだこどもクリニック	鳥取市湖山町東三丁目六七番地	令和八年五月一日
公益財団法人鳥取県保健事業団 健診センター	鳥取市富安二丁目九四番四	〃
加藤クリニック	米子市皆生三丁目六一三二	令和八年五月十三日
富長大谷内科クリニック	米子市東福原五丁目二一一九	令和八年五月一日
医療法人社団村上内科クリニック	境港市上道町三〇五二番地一	〃
こどもクリニックおんだ	東伯郡湯梨浜町田後三四〇番地五	令和八年五月十六日

